

佐賀県農地・水多面的機能推進協議会事業実施規程

制定 平成27年5月21日
一部改正 平成28年5月19日
一部改正 平成30年5月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、佐賀県農地・水多面的機能推進協議会（以下「県協議会」という。）が、規約第4条に基づき行う事業に関する事項を定めるものである。

(事業の定義)

第2条 この規程において行う事業は、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成30年3月29日付け29農振第2218号。以下「要綱」という。）別紙1の第3のうち、要綱第3の2の（1）に基づき、佐賀県知事が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（以下「要綱基本方針」という。）に示されたものとする。

第2章 事業等の実施

(事業計画の審査等)

第3条 佐賀県農地・水多面的機能推進協議会会長（以下「県協議会長」という。）は、農業者団体等（以下「対象組織」という。）から提出された事業計画（変更含む）に係る書類について、市町長からの申請（県協議会規約第22条1項に定める地域推進部会長（以下「地域推進部会長」という。）を経由）に基づき、審査を行う。また、必要に応じて対象組織に対し指導を行う。

2 前項の申請を受けた地域推進部会長は、確認・とりまとめの上、県協議会長に進達する。

3 県協議会長は、第1項の審査結果について、市町長に通知する。また、合わせてその通知について、地域推進部会長及び佐賀県農林水産部農山漁村課長（以下「県農山漁村課長」という。）に報告する。

4 第1項、第2項及び第3項に係る申請、進達、通知並びに報告の様式については、会長が別に定める。

(広域協定の審査等)

第4条 県協議会長は、対象組織から提出された広域協定（変更含む）に係る書類について、市町長からの申請（地域推進部会長を経由）に基づき、審査を行う。また、必要に応じて広域活動組織に対し指導を行う。

2 前項の申請を受けた地域推進部会長は、確認・とりまとめの上、県協議会長に進達す

る。

- 3 県協議会長は、第1項の審査結果について、市町長に通知する。また、合わせてその通知について、地域推進部会長及び県農山漁村課長に報告する。
- 4 第1項、第2項及び第3項に係る申請、進達、通知並びに報告の様式については、会長が別に定める。

(確認事務等)

- 第5条 県協議会長は、毎年度、多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付対象となる対象組織の活動の実施状況について、市町長からの申請（地域推進部会長を経由）に基づき、確認を行う。
- 2 前項の申請を受けた地域推進部会長は、確認・とりまとめの上、県協議会長に進達する。
 - 3 県協議会長は、第1項の確認結果について、市町長に通知する。また、合わせてその通知について、地域推進部会長及び県農山漁村課長に報告する。
 - 4 第1項、第2項及び第3項に係る申請、進達、通知並びに報告の様式については、会長が別に定める。

(推進・指導)

- 第6条 県協議会は、次の各号に掲げる事項の推進・指導を行う。
- 一 対象組織等への説明会
対象組織の代表者等を対象とした説明会等を開催し、当該年度の本交付金の実施に必要な事項について、周知を図る。
 - 二 活動に関する指導・助言
対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
 - 三 推進に関する手引き等の作成
本交付金の普及・推進を図るため、地域の実情に応じた手引き等を作成し、本交付金による取組の意義等について普及啓発に努める。
 - 四 対象組織を支援する組織への支援
対象組織の事務手続きの支援、活動内容を高度化するための技術支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して、支援を行う。

(交付・申請の審査等)

- 第7条 県協議会長は、対象組織から提出された交付・申請に係る書類について、市町長からの申請（地域推進部会長を経由）に基づき、審査を行うことができる。
- 2 前項の申請を受けた地域推進部会長は、確認、とりまとめの上、県協議会長に進達する。
 - 3 県協議会長は、第1項の審査結果（交付申請に係る一覧表を添付）について、市町長に通知する。また、合わせてその通知について、地域推進部会長及び県農山漁村課長に

報告する。

- 4 第1項、第2項及び第3項に係る申請、進達、通知並びに報告の様式については、会長が別に定める。

(その他推進事業の実施に必要な事項)

第8条 県協議会は、次の各号に掲げる事項を行う。

一 研修

本交付金の普及・推進を図るための市町及び対象組織等を対象とした研修会（フォーラム等）の開催

二 検査

国が実施する抽出検査の日程調整・立会等及び県協議会独自の抽出検査の実施

三 事業管理

本交付金に係る活動の進捗状況・実績の管理、検証及び鑑定

四 本交付金に係る調査・問合せ対応

本交付金に係る国、県及び市町からの調査依頼並びに県、市町及び対象組織等からの問合せに対する対応

第3章 その他

(補則)

第9条 県協議会長は、この規程の変更が必要な場合は、これを変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年5月21日から施行する。

2 平成27年度においては、要綱基本方針に基づき、本交付金に係る平成26年度の実施状況及び実績の報告等について、県協議会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月28日から施行する。